※建築物に関する手数料については、静岡県手数料徴収条例(平成12年3月21日条例第25号。以下、「条例」という。)及び同条例施行規則(平成12年3月31日規則第15号。以下、「施行規則」)で定められている。

建築基準法関係の申請手数料(建築確認及び完了検査等の申請手数料を除く)

※令和6年4月1日現在

		※740年4月1日現住
条例別 表の項	手数料の名称	金額(円)
383	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料【第7条の6 第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号】	120,000
383 თ2	建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付手数料	400
383 თ3	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料【第43条第2項第1号】	27,000
384	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料【第43条第2項第2号】	33,000
385	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料【第44条第1項第2号】	33,000
386	道路内における建築認定申請手数料【第44条第1項第3号】	27,000
387	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料【第 44 条第 1 項第 4 号】	160,000
388	壁面線外における建築許可申請手数料【第47条】	160,000
389	用途地域における建築等許可申請手数料【第48条第1項~第14項】	180,000
389 თ2	用途地域における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の特例許可申請手数料【第48条第16項第1号】	120,000
389 თ3	用途地域における日常生活に必要で住居の環境の悪化防止措置がある建築物の建築 の特例許可申請手数料【第48条第16項第2号】	140,000
390	特殊建築物等敷地許可申請手数料【第51条】	160,000
390 の2	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料【第52条第6項第3号】	27,000
391	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料【第52条第10項、第11項又は第14項】	160,000
391	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合における建築物の建ぺい率の特例	
の2 391	許可申請手数料【第53条第4項】 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率	33,000
თ3	即回道路の境界線がら後返しく壁面線の指定がある場合寺における建築物の建廠率の特例許可申請手数料【第53条第5項】	33,000
392	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料【第53条第6項第3号】	33,000
393	建築物の敷地面積の許可申請手数料【第53条の2第1項第3号又は第4号】	160,000
394	建築物の高さの特例認定申請手数料【第55条第2項】	27,000
395	建築物の高さの許可申請手数料【第55条第3項】もしくは第4項第1号又は第2号	160,000
396	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料【第56条の2第1項】	160,000
397	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数 料【第57条第1項】	27,000
397 の2	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料【第57条の4第1項】	160,000
397 თ3	高度地区における高さの特例許可申請手数料【第58条第2項】	160,000
398	高度利用地区における建築物の容積率、建ペい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料【第59条第1項第3号】	160,000
399	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料【第59条第4項】	160,000
400	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 【第59条の2第1項】	160,000
400 の2	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ペい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料【第60条の2第1項第3号】	160,000
400 の3	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請 手数料 [第60条の2の2第1項第2号]	160,000
400	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 [第60条の	160,000
の4 400	2の2第3項] 特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料【第60	160,000
の5	条の3第1項第3号】	
400 の6	特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料【法第60条の3第2項】	160,000
400 の7	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料【法第67条第3項第2号】	160,000
400 の8	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料【法第67	160,000

	条第5項第2号】	
400 の9	特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造の特例許可申請手数料 【法第 67 条第9項第2号】	160,000
400 の10	景観地区における建築物の高さの特例許可申請手数料【法第68条第1項】	160,000
400 の11	景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料【法第68条第2項第2号】	160,000
400 の12	景観地区における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料【法第68条第3項第2号】	160,000
400 の13	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手 数料【法第68条第5項】	27,000
401	地区計画の再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ペい率、建築物の高さ又は用途地域等における建築物の建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第68条の3第1項、第2項、第3項又は第7項】	27,000
402	地区計画の再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料【第68条の3第4項】	160,000
403	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第68条の4第1項】	27,000
404	特定建築物地区整備計画において、建築物の容積率の最低限度等が定められている等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料【第68条の5の2】	27,000
404 の2	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料【第68条の5の3第2項】	160,000
405	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第68条の5の5第1項又は第2項】	27,000
406	地区計画等の区域における建築物の建ペい率の特例認定申請手数料【第68条の5の6】	27,000
407	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料【第68条の7第5項】	160,000
408	仮設建築物建築許可申請手数料【第85条第6項】	120,000
408 の2	特別興行場等に係る仮設建築物建築許可申請手数料【第85条第7項】	160,000
409	ー団地を一の敷地とみなすことによる一団地の建築物の特例認定申請手数料【第86 条第1項】	①建築物の数が1又は2である場合 78,000 ② // 3以上である場合 78,000+(建築物の数-2) ×28,000
410	既存建築物を前提とした一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなすことによる建築物の特例認定申請手数料【第86条第2項】	①建築物の数が 1 である場合 78,000 ② // 2 以上である場合 78,000+ (建築物の数-1) ×28,000
410 の2	敷地内に広い空地を有する一団地を一の敷地とみなすこと等による建築物の特例許可申請手数料【第86条第3項】	①建築物の数が 1 又は 2 である場合 220,000 ② // 3 以上である場合 220,000+(建築物の数-2)×28,000
410 の3	既存建築物を前提とした敷地内に広い空地を有する一定の一団の土地の区域を一の 敷地とみなすこと等による建築物の特例許可申請手数料【第86条第4項】	①建築物の数が 1 である場合 220,000 ② // 2 以上である場合 220,000+(建築物の数-1) ×28,000
411	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料【第86条の2第1項】	①建築物の数が 1 である場合 78,000 ② // 2 以上である場合 78,000+ (建築物の数-1) ×28,000
411 の2	同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 【第86条の2第2項】	①建築物の数が 1 である場合 220,000 ② // 2 以上である場合 220,000+ (建築物の数-1) ×28,000
411 の3	同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料【第86条の2第3項】	①建築物の数が 1 である場合 220,000 ② // 2 以上である場合

		220,000+ (建築物の数-1) ×28,000
412	複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料【第86条の5第1項】	6,400+(建築物の数×12,000)
413	3 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退	
	距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第86条の6第2項】	27,000
413	既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料【法	37,000
の2	第86条の8第1項】	27,000
413	既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手	27.000
の 3	数料【法第86条の8第3項】	27,000
413	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定	27,000
の4	申請手数料【法第87条の2第1項】	21,000
413	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関す	27,000
の5	る認定申請手数料【法第87条の2第2項】	21,000
413	興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請手数料【法第87条の3第6項】	120,000
の6	実にある。 このようにでして、このこのでは、「大きな一大きなに、大きなに、大きなに、大きな、大きな、大きな、大きな、大きない、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	120,000
413	特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請手数料【法第87条の3第7項】	160,000
の7	「京一年の6人」 立後上晋上で「10年10年10年10年10年10年10年10年10年11年10年11年10年11年11	160,000

●手数料の減免等

手数料の減免等については、静岡県手数料徴収条例施行規則第4条により、以下のように定められている。

【施行規則第4条】

- 第4条 条例第6条の規定による手数料の全部又は一部の免除は、申請により、次に掲げるときに行うものとする。
 - (1) 災害等特別の理由があると認められるとき。
 - (2) その他特別の理由により手数料を全額徴収することが適当でないと認められるとき。
 - 2 (省略)
 - 3 第1項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる手数料は、その全部又は一部の免除を行わないものとする。 ※別表第2には、上記の「ウ 建築士法関係の手数料」と「オ 浄化槽法関係の手数料」が含まれている。

住 安 第 3089 号 平成 29 年 10 月 2 日

各土木事務所長 様 (建築主務課扱い)

くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長

建築関係手数料における静岡県手数料徴収条例施行規則第4条第1項第1号 の手数料の減免について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)の施行にあわせて、下記に示す手数料が新設されています。

このため、静岡県手数料徴収条例施行規則第4条第1項第1号による減免の取扱いを別紙のとおり改定しましたので通知します。

つきましては、貴管内の市町への周知をお願いいたします。

記

【新設手数料】

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
- 2 計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
- 3 軽微変更該当証明書交付手数料
- 4 建築物に関する完了検査申請等手数料

担 当:建築安全推進課建築安全班

建築確認検査班

別紙

建築関係手数料における静岡県手数料徴収条例施行規則第4条第1項第1号の手数 料の減免の取扱い

> 平成16年11月4日 平成22年9月17日 平成29年10月2日 令和元年9月10日 令和5年3月29日 改正

- 1 対象手数料 別表による
- 2 減免の額 手数料の全部
- 3 災害等特別の理由 火災、震災、津波、洪水、風水害等により被害を受けた建築物に係る建築、大規模な修繕、大規 模な模様替
- 4 手数料減免申請における証明書の添付 手数料の減免を受けようとするものは、当該地方公共団体の長の発行する証明書を添付すること

別表)減免対象手数料一覧(「静岡県手数料徴収条例別表」より)		
条例別 表の項	事務の種類	手数料の名称
380	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項 (同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査又は 同法第18条第3項の規定に基づく審査	建築物に関する確認申請等手数料
381	建築基準法第7条第1項又は第18条第17項の規 定に基づく検査	建築物に関する完了検査申請等手 数料
382	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第20項 の規定に基づく検査	建築物に関する中間検査申請等手 数料
383	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく	建築物の敷地と道路との関係の建
თ3	建築の認定の申請に対する審査	築認定申請手数料
384	建築基準法第43条第2項第2号ただし書の規定 に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
408	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料
413 の6	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的な用途変更に 係る許可申請手数料
414	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく審査	建築設備に関する確認申請等手数料

415	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第17項の規定に基づく検査	建築設備に関する完了検査申請等 手数料
416	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項又は第18条第20項の規定に基づく検査	建築設備に関する中間検査申請等 手数料
417	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく審査	工作物に関する確認申請等手数料
418	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第17項の規定に基づく検査	工作物に関する完了検査申請等手数料
419	建築基準法第88条第1項において準用する同法 第7条の3第1項又は第18条第20項の規定に基 づく検査	工作物に関する中間検査申請等手数料
424 の8	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号)第12条第1項の規定に基づく判定又は同法第13条第2項の規定に基づく 判定	建築物エネルギー消費性能適合性 判定手数料
424 の9	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第12条第2項の規定に基づく判定又は同法第13 条第3項の規定に基づく判定	計画変更に係る建築物エネルギー 消費性能適合性判定手数料
424 の13	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の書面の交付	軽微変更該当証明書交付手数料
428 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請 手数料
428 <i>0</i> 3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第 2項において準用する同法第5条第1項から第3項 までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定 申請手数料

手数料減免申請書

年 月 日

静岡県知事 様

申請者 住所 氏名

下記のとおり、静岡県手数料徴収条例施行規則第4条第1項第1号の規定により手数料の減免を申請します。

記

1	申請理由	
2	申請内容	□建築基準法第6条 第 項 に関する確認申請 □建築基準法第7条 第1項 に関する完了検査申請 □建築基準法第43条第2項第1号、第2号 に関する許可申請 □建築基準法第85条第6項に関する仮設許可申請 □建築基準法第 条 第 項 □長期優良住宅普及促進法第5条 第 項
3	添付書類	